

印鑑登録システム標準仕様書
機能・帳票要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除／新規付番／変更なし)	適合基準日
第1.0版	令和3年9月29日	初版公開	—	—	—
第2.0版	令和4年8月31日	第2.0版公開	—	—	—
第3.0版	令和5年3月31日	第3.0版公開	—	—	—
第3.1版	令和5年8月31日	印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う修正、誤記訂正	0020001	削除	令和8年4月1日
			0020004	削除	令和8年4月1日
			0020011	変更なし	令和8年4月1日
			0020022	削除	令和8年4月1日
			0020048	変更なし	令和8年4月1日
			0020154	削除	令和8年4月1日
			0020155	削除	令和8年4月1日
			0020191	変更なし	令和8年4月1日
			0020198	変更なし	令和8年4月1日
			0020229	変更なし	令和8年4月1日
			0020261	新規付番	令和8年4月1日
			0020262	新規付番	令和8年4月1日
			0020263	新規付番	令和8年4月1日
			0020264	新規付番	令和8年4月1日
			0020265	新規付番	令和8年4月1日
第3.2版	令和6年1月31日	氏名の振り仮名法制化に伴う修正、誤記訂正等	0020011	削除	令和8年4月1日
			0020045	削除	令和8年4月1日
			0020048	削除	令和8年4月1日
			0020168	変更なし	令和8年4月1日
			0020175	削除	令和8年4月1日
			0020261	削除	令和8年4月1日
			0020266	新規付番	令和8年4月1日
			0020267	新規付番	令和8年4月1日
			0020268	新規付番	—
			0020269	新規付番	令和8年4月1日
			0020270	新規付番	令和8年4月1日
			0020271	新規付番	令和8年4月1日

旧氏の振り仮名 対応に係る想定	未定	旧氏の振り仮名政令改正に伴う修正等	0020262	削除	令和8年4月1日
			0020269	削除	令和8年4月1日
			0020272	新規付番	令和8年4月1日
			0020273	新規付番	令和8年4月1日

印鑑登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能・帳票要件一覧

要件種別	機能名称			改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実施区分			要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
	項目①	項目②	項目③				指定都市	中核市	一般市区町村			
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理	修正	0020272 0020266	日本人住民の印鑑登録について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいいます。 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 なお、性別については、自治体にて定めた条例にて印鑑登録原票における管理項目としていない場合、当該項目を設けない取扱いを許容する。 (シード「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	本人確認の方法や住民票の状態確認についての管理も検討されたが、住民記録システムには記載がないことから、本項目は管理しないこととした。また、成年被後見人の有無については、該当した場合にその旨のアラート表示をさせることから、項目を設ける。 生年月日については、住基ネットや住民記録システム上において、日本人住民は和暦で管理されていることから、印鑑登録システムにおいても日本人住民は和暦で管理することとする。ただし、データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を備えること。 当該項目の入力がある際にアラートを出し、照会回答登録等を実施する場合の回答期限の案内に使用される。 転出予定日は、個人番号カード利用者証明用電子証明書シリアル番号は、個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)を印鑑登録者識別カードとすることを実装必須機能としたため、シリアル番号の管理についても実装必須機能とする。 本仕様書において「振り仮名」は、日本人氏名及 び 旧氏における振り仮名を指す(旧姓 並み に外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。)。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0020266から変更 旧氏の振り仮名取消改正に伴う「項目詳細一覧」の修正及び「要件の考え方・理由」を補記	令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理		0020002	日本人住民の印鑑登録について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいいます。 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 (シード「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	指定都市においては、区間異動(区間転入)の場合は転出区側の印鑑登録を引き継ぐ運用としている場合もあるため、登録時の行政区コードを管理することを標準オプション機能とした。 印影の氏名区分については、データ移行が煩雑になるとの意見や、市区町村の運用上必須ではないとの意見があったため、標準オプション機能とした。	-	-
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.1. 日本人住民データの管理		0020003	同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること。	×	×	×	-	-	-
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理		0020262	外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)の印鑑登録について、以下の項目を管理すること。 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 なお、性別については、自治体にて定めた条例にて印鑑登録原票における管理項目としていない場合、当該項目を設けない取扱いを許容する。 (シード「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	1.1.1.日本人住民データの管理と同様。なお、「氏名(漢字)」は「(ローマ字)」との対比で「(漢字)」と記載しているものであり、当該項目へのカタカナやひらがなによる氏名の入力も想定される。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理		0020005	外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)の印鑑登録について、以下の項目を管理すること。 また、以下の項目の一部については、住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースの構築も可能とするが、その場合でも、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持と、印鑑登録システムの端末画面上でデータベースを確認できる機能を備えること。 (シード「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	1.1.1.日本人住民データの管理と同様。	-	-
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.2. 外国人住民データの管理		0020006	同一人物が2つ以上の印鑑を登録できること。	×	×	×	1.1.1.日本人住民データの管理と同様。	-	-
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.3. 印鑑登録原票の改製		0020007	印鑑登録原票は、欄の大きさの上限(厚紙を保持できる上限枚数のこと。)を設けず、満欄による自動改製は行わないこと。 印鑑登録原票は、任意のタイミングで手動改製ができること。	◎	◎	◎	印鑑登録原票に関する考え方の整理は4.1.5.1.(印影読み込み)のとおり。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.3. 印鑑登録原票の改製		0020008	改製を行った年月日を管理できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.4. 印鑑登録原票の除票		0020009	印鑑登録原票を抹消又は改製したときは、除票とすること。当該処理の後、印鑑登録原票(除票)確認票(4.4.1.3参照)を出力できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.5. 空欄		0020010	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、その他の項目は、空欄を許可しないこと。その他の項目は、「基本データリスト」を参照すること。 (シード「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	空欄を許可しない条件が適用されるのは本登録状態(4.0.3参照)であり、仮登録状態(4.0.3参照)の場合には左記に示した項目であっても空欄が許容される。 また、登録番号及び登録年月日については、印鑑登録状態が「登録」となる場合に記録する項目であり、印鑑登録状態が「照会中」又は「照会取消」の場合には空欄となる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.6. 年月日の管理		0020267	年月日は、暦上日に限り、許容すること。 ただし、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち1.1.1(日本人住民データの管理)に規定する生年月日、改製記載年月日、改製消滅年月日については、住民記録システムとの整合性を図るため、暦上日以外の年月日(例:うるう5年でない年における2月29日)も許容することとし、以下に規定する不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する生年月日については、以下に規定する外国人住民の生年月日不詳日入力一覧の不詳日を許容すること。また、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する登録年月日についても以下の不詳日を許容すること。年月日の入力や管理については、1.1.1の生年月日及び1.1.2の生年月日を除き、和暦・西暦どちらを用いても差し支えない。 (シード「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	住民記録システムから反映されるデータがあるため、住民記録システムに準ずる。 また、登録年月日について原則不詳日は認められないが、古くから維持されている印鑑登録において不詳となっている場合が考えられるため、標準化に際して標準準拠システムへ移行する際に不詳日の設定を許容することとした。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.7. 年月日の表示		0020012	年月日は、印鑑登録証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。ただし、1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日は、西暦で記載・表示すること。 上記の記載・表示のため1.3.3(和暦・西暦管理)による適切な変換機能を備えていること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.7. 年月日の表示		0020013	年月日(1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日を除く。)を、印鑑登録証明書又は画面表示において、西暦で記載・表示(併記を含む。)すること。1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、外国人住民の生年月日を、和暦で記載・表示(併記を含む。)すること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。	-	-
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.8. メモ		0020014	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力ができること。 メモ入力されたものについては、印鑑登録証明書に出力されないこと。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	④と⑤の (直前の仮から決定した 項目の細別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市 区 町村	要件の考え方・理由	備考(決定内容等)	適合基準日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.8. メモ		0020015	メモを入力した者の操作者ID及び日時が記録されること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.8. メモ		0020016	メモの修正・削除について履歴管理すること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.9. 郵便番号		0020017	住所の郵便番号を管理すること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.1. 登録データ	1.1.10. 氏名優先区分		0020018	郵便物の送付先の記載に対して氏名優先区分(例:外国人住民について、通称のみの記載を希望するか、本名のみの記載を希望するか。)を管理すること。	○	○	○	住民記録システムに準ずる。	-	
機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理		0020019	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。印鑑登録状態が一度本登録にならない限り、異動履歴は記録されない。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理		0020020	別途管理している操作者ID及び操作日時(9.2(アクセスログ管理))については、異動履歴とひもづけることができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.1. 異動履歴の管理		0020021	異動したデータ自体については、以下のとおり、時点ごとに全項目の履歴データを持つ方式により管理すること。 ・印鑑登録証明書等に記載する各項目を1列とし、全項目を1行で保持する。 ・データキーは、宛名番号と履歴番号でユニークとする。履歴番号は1枚からの連続連番とする。 ・履歴は、データキーの履歴番号をカウントアップし、項目内容の変更有無に関わらず、全項目の内容を保持する。 ・履歴番号が最大のデータを1件セレクトすることで、その個人の直近データの全項目を取得する。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。印鑑の異動処理が一度「本登録」にならない限り、異動履歴は記録されない(4.0.3参照)。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由		0020263	システムが管理する異動事由コード及び付随する区分により、以下の区分が行えること。また、以下の区分からシステムが管理する異動事由コード及び付随する区分にマッピングができること。 異動事由は、以下のとおり区分すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	登録の事由内の「異動の取消し(増)」は、誤記により抹消した場合において、印鑑登録の機能を回復することを指す。 抹消の事由において、住民記録システムから転出や死亡等の抹消の連携がされた場合は、基本的に住民記録システムと連動する仕組みとするべきであることから、全て「住民票の消除」としてまとめて取り扱う。住民記録システムの84歳年報後見人に基づき、成年被後見人の転入・転出市区町村への通知については、住民記録システムで処理されるため、印鑑登録システムで詳細な異動事由を把握する必要はない。また、令和元年11月19日の通知により、印鑑登録ができない者は成年被後見人でなく意思能力を有しない者とされていることから、当該事由を抹消の事由とした。また、返贈や遺失といった事由に細かく分けているという意見もあったが、後続の作業が変わらないため盛り込まない。 抹消の事由においては氏名と名の変更は区別せず「氏名の変更」として取り扱うが、修正の事由においては抹消としない理由を記録する情報となるため、「氏名の変更」、「氏の変更」、 「名の変更」それぞれで管理する。印鑑登録証等を亡失した場合は、悪用防止のため印鑑登録番号を変更する必要があることから、引換交付の対象とはせず、抹消の取扱いとする。 個人番号カード又は移動端末設備に記録されている利用者証明用電子証明書を活用して印鑑登録者識別カードとして利用する場合においても、印鑑登録証等と同様、個人番号カード又は移動端末設備に失窃時に抹消することを検討したが、個人番号カード又は移動端末設備を「失窃した場合、利用者証明用電子証明書の利用が一時的に止まれる等の悪用防止対策が既に講じられている」とことから、印鑑登録情報を抹消する必要はないと判断した。また、市区町村窓口において有効性を確認した後、JPKI利用者ソフトを利用して新たな利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込むことができることから利用者証明用電子証明書の更新・失窃に伴う再発行等についても、それをもって印鑑登録情報を抹消する必要はないと判断した。 なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が更新された場合、新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号に修正が必要となることから、修正の事由に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の更新」を設けた。令和元年12月12日付総住第128号通知の間により、既に印鑑の登録を受けている者が成年被後見人となったことを知った場合は当該印鑑の登録を機能で抹消する必要があるため、抹消の事由に「成年被後見人登記」を設けている。「登録番号の変更に伴う引換交付」は、市町合併による登録番号の変更や、標準準拠システムへの移行に際した登録番号の変更等を想定している。「印鑑登録証等の変更に伴う引換交付」については、紙の印鑑登録証を使っていた者が、個人番号カードを印鑑登録証として使用することとした場合や、個人番号カードを利用して印鑑登録証等として活用する際に有効期限切れ等に伴う個人番号カードの更新において更新後引き続き印鑑登録証等として活用する場合等が当たる。 「文書による照会」は、印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合の事由を指し、当該事由の際には印鑑登録状態を「照会中」とすること。「照会の取消し」は、照会中の申請について登録申請者が申請を取りやめた場合又は回答期限までに回答がなかった場合等に、照会中の申請情報を取消す事由を指し、当該事由の際には印鑑登録状態を「照会取消」とすること。 印鑑登録証明書交付一時停止及びその解除は、印鑑登録に異動が生じたものではないため異動事由としては設定しない。 個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)を印鑑登録者識別カードとして利用する場合の異動処理については、「参照事項一覧」シートを参照)		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由		0020023	異動事由は、以下のとおり区分すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	—		-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.1. 入力場所・入力端末		0020024	システムログや証明書発行管理に使用するため、印鑑登録システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、印鑑登録システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.1. 入力場所・入力端末		0020025	指定都市においては、区(総合区を設置している場合は総合区、以下同じ)・(区役所)を管理できること。	◎	—	—	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番		0020026	登録番号は、自動で連番を割り振るが、番号を指定して手入力するか又は登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取るかのいずれかの方法で登録できること。 登録番号の体系は、半角英数字・チェックディジットの指定をせず、15桁とし、15桁に満たない場合は自動で数値の0を前ゼロで埋めるとする。上記の条件を満たしていれば、各自治体の指定した体系も許可する。ただし、既に交付済みの印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの登録番号が上記の番号体系に合致しない場合は、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する登録番号には9から始まる15桁の番号を入力し、実際の登録番号は旧登録番号に入力することとする。	◎	◎	◎	登録番号の仕様がカスタマイズの原因となることから、標準仕様を策定することとした。 システムによっては、登録番号を15桁以上で管理しているものも存在し得るが、規模の大きい市区町村の人口にも十分対応可能と考えられるため、15桁とした。現在、15桁に満たない桁数で付番しているシステムについては、左側ゼロで埋めるとことで、本仕様の番号体系に適合することとなる。 登録番号に表示された文字によっては登録等の処理を行った支所等の区別をしている市区町村もあることを考慮すれば、数字のみでは足りないことから、本仕様書では半角英字も使用可能とする。ひらがなや漢字等を使用している市区町村もあるが、英数字による区別に置き換えることも可能であり、英数字の方が、ひらがなや漢字よりも圧倒的に数が少なく、外字も発生しない分、汎用性も高いと考えられることから、使用可能な文字は英数字は必要最小限に絞り、半角英数字以外の文字は使用しないこととする。 既に本仕様の番号体系と異なる体系で付番された印鑑登録証等を所持している者もシステム上で管理できるよう、9から始まる15桁の番号を使用することで、券面には、システム上で付番された登録番号と異なる番号が記載されていることが分かるようにし、実際に券面に記載されている登録番号は「旧登録番号」としてシステム上で登録・管理できる機能を備える。なお、自動連番とした場合でも、大きな値の番号の方が先に利用されたら、重複し得る可能性が低いと考えられることから、9から始まる番号を使用することとした。 また、印鑑登録証の再利用性を考慮し、抹消された登録番号についての再登録も検討したが、二重登録を防ぐ観点から盛り込まないこととした。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.2. 印鑑登録番号付番		0020027	登録番号は、自動で連番を割り振る方法、番号を指定して手入力する方法及び登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取る方法のうち複数の方法を備え、場合に応じて方法を選択して、登録できること。	○	○	○	—		-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.3. 和暦・西暦管理		0020028	和暦と西暦の対応及び変換のためのマスタ情報を管理できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	②と③の (直前の項から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.3. 和暦・西暦管理		0020029	元号が改正された場合、パラメータ設定による元号変更対応ができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.4. 公印管理		0020030	市区町村長及び職務代理者の公印を管理できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.4. 公印管理		0020031	指定都市の場合は地区長及びその職務代理者の公印を管理できることも含む。	◎	—	—			令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録証データの管理		0020032	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードについて、以下の項目を管理できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの券種については、5(印鑑登録証)を参照されたい。なお、印鑑登録者識別カードについては、事務処理要領に規定のあるとおり登録申請者又はその代理人の申請に基づき、印鑑の登録を受けている者を識別するための磁気又は集積回路を付したカードをもつて複製された印鑑登録証を指しており、自動交付機に使用するカードに限らない。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.5. 印鑑登録証データの管理		0020033	印鑑登録証等の券種について、以下を管理できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等の利用)の利用については、実装必須機能とすることも検討されたが、全国照会において印鑑登録証等の形態について回答をいただいたところ、条例等利用領域の利用が3%、磁気テープの利用が4%の自治体が利用しているのみとなり、かなり少数であったことから、標準オプション機能とした。 また、住基カードについては、新規発行はなく、最長で券面の有効期限が令和7年のため、実装不可機能とすることも検討されたが、有効期限切れの住基カードの条例に規定する目的に係る利用について、カードの運用状況に連動させるかどうかは自治体の判断によるため、継続使用を認めることができることや、全国照会において8%の自治体が利用していることから、標準オプション機能とした。		-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理		0020034	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.2.1(印鑑登録証明書)、20.2.2(印鑑の登録に関する照会書)、印鑑登録抹消通知書(20.2.3))は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照) また、上記交付履歴の項目について、コンビニで交付された場合も同様に管理すること。履歴データの連携項目はデジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理		0020035	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.2.1(印鑑登録証明書)、20.2.2(印鑑の登録に関する照会書)、印鑑登録抹消通知書(20.2.3))は、市区町村が定める期間、以下の項目を管理すること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	性別を表示する自治体においては、申請者の申出により、性別を表示しないことができること。		-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理		0020268	指定都市においては、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する証明書の交付履歴(20.2.1(印鑑登録証明書)に関するものは、市が定める期間、手数料の有無を管理すること。	○	—	—			-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.6. 交付履歴の管理		0020036	市区町村が定める期間内に、交付履歴データを削除できること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.7. 認証者		0020037	証明書等の認証者は、市区町村長と職務代理者の2件について、職名・氏名を管理ができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.7. 認証者		0020038	期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間を管理できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.7. 認証者		0020039	指定都市においては、市長又は地区長及びその職務代理者の職名・氏名を管理できることも含む。	◎	—	—	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.7. 認証者		0020040	証明書等の認証者を「○◎長 公印」のように氏名空欄とできること。	○	○	○	住民記録システムに準ずる。 ただし、認証者を空欄とすることについては、住民記録システムにおいては、住民基本台帳事務処理要領2-4-(1)-⑥-①にて、氏名空欄を許容しない旨が記載されている一方、印鑑登録システムにおいては事務処理要領上規定がないため、事務能率等を鑑み、標準オプション機能とした。		-
機能要件	1 管理項目	1.3. その他の管理項目	1.3.8. 開庁日・閉庁日管理		0020041	開庁日又は閉庁日を管理できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.1. 検索機能		0020042	システム利用者(操作者ID単位)ごとに、一度検索ダイアログ等で設定した値(検索履歴)については、自動的にその設定値が、一定の時期保存されること。 検索履歴を選択することにより、同じ条件による再検索及び検索履歴を活用した新たな検索にも対応できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.2. 検索文字入力		0020043	氏名に関する項目の検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も含めた検索を除く。)ができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.2. 検索文字入力		0020044	(株)や(有)等の記号を入力及び検索できること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索	修正	0020273 00609699	登録番号・旧登録番号・氏名(ローマ字・漢字)・旧氏・通称・氏名のカタカナ表記・日本人氏名及び旧氏の振り仮名並びに旧姓、外国人氏名及び通称のフリガナ(2検索・照会・操作)において「氏名の振り仮名等」という。)・生年月日(西暦・和暦)・性別・住所・印鑑登録状態・宛名番号・世帯番号・住民種別(日本人、外国人)・抹消事由から検索できること。登録番号を印鑑登録証等からカードリーダーで読み取ることで対象者を検索できること。なお、読み取り又は手入力のいずれの場合においても、登録番号で検索する際には、数値の左側の0を埋めない場合でも検索が可能であること。 上記項目のうち空欄を許容している項目に関し、空欄を指定して検索できること。 ※「検索」は、個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面入力して、マッチするものを採択操作をいう。「照会」は、既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作をいう。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。	【旧氏の振り仮名対応に係る想定】機能ID:0020268から変更 旧氏の振り仮名政令改正に伴い、標準仕様書上の旧氏の振り仮名に関する表記を修正	令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	④⑤⑥ (直前の圧から設定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市 区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020046	指定都市においては、区からも検索できるとし、操作者の所属により管轄区を自動判定し、検索画面上の区を既定値として検索できること。なお、他区を選択も可能とすること。	◎	—	—	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020047	複数の条件を掛け合わせた検索や項目内の部分検索を実施できること。また、これらの検索で処理日等の項目で期間を指定して検索できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020270	異動履歴の検索については、氏名、旧氏、通称、氏名の振り仮名等、住所、住所コード、方書及び氏名のカタカナ表記については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020049	検索文字選択のためのサポート機能が提供されていること。具体的には、手書き入力による文字選択等が想定されるが、具体的な実装方法は規定しない。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020050	西暦と和暦はそれぞれ対応する年に置き換えられ検索がされること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020052	個人や世帯を検索、選択後、該当者の1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)の印影を除くデータをCSV形式で出力する機能を備えること。	○	○	○	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020053	在留カード等番号から検索できること。	○	○	○	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.1. 検索	2.1.3. 基本検索		0020054	異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索(絞り込み)ができること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.1. 登録内容照会		0020055	2.1.3(基本検索)の検索結果からデータを選択して印鑑登録の内容が表示できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.2. 異動履歴照会		0020056	個人や世帯を特定した後に、1.2.1(異動履歴の管理)に規定する異動履歴を照会できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.2. 異動履歴照会		0020057	1.2.1(異動履歴の管理)に規定する項目を用いて住民の異動履歴を照会できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.2. 照会	2.2.3. 交付履歴照会		0020058	個人を特定した後に、1.3.6(交付履歴の管理)に規定する印鑑登録証明書の交付履歴を照会できること。 なお、照会に当たっては、1.3.6(交付履歴の管理)に規定する項目から行えること。 また、コンビニで交付された場合も同様に照会できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	2 検索・照会・操作	2.3. 操作	2.3.1. キーボードのみの画面操作		0020059	端末のセキュリティを確保しながら、キーボードのみでも画面操作ができること。	○	○	○	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—		0020060	住民記録システムの最新の抑止情報と連動した抑止が実施されること(抑止事由が「特別変子縁組」及び「氏名空欄」の場合を除く)。	◎	◎	◎	支援措置対象者に対する抑止を含む抑止措置については、印鑑登録システムにおいても実施することとする。印鑑登録システムは住民記録システムと一体的に運用されているシステムであることから、抑止について住民記録システムにおける集中管理がなされ、印鑑登録システムに連携されるものとする。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—		0020061	住民記録システムにて設定された異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとにおける、個人単位の抑止に応じ、印鑑登録システムにおいても同等の処理が抑止され、開始日及び終了日についても確認できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—		0020062	抑止設定・解除は住民記録システムで対応し、住民記録システムにおいて抑止が終了した場合は、住民記録システムと連動して、抑止設定の有無を無に設定できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—		0020063	印鑑登録システム独自で抑止が必要な場合(成年被後見人に対する抑止等)においては、異動入力、証明書発行、照会等の処理ごとに、個人単位で、抑止(エラー、アラートは表示されるが、処理可又は処理不可(抑止なし))の開始日及び終了日設定ができること。抑止については複数設定することができ、設定ごとに、抑止する処理・抑止レベル(エラー・アラート)の設定ができること。抑止・解除又は一時解除できる権限を個別に設定できること。なお、抑止の終了日を経過しても、抑止は自動的に終了しないこと。	◎	◎	◎	成年被後見人に対する抑止等、印鑑登録システム独自で設定する必要がある場合も想定されることから、印鑑登録システム独自に必要な抑止については設定・解除ができることとする。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—		0020064	抑止が終了していない者について、住民記録システムにおいて設定された抑止も含め、抑止の一時解除ができること。また、抑止の一時解除については、庁内各システムで誤って本解除として扱われないように、コンビニ交付システムを含む庁内各システムへのデータ連携は不要とすること。	◎	◎	◎	抑止の一時解除については、住民記録システムの取扱いに準じ、支援措置責任者又は支援措置責任者の了承を得た者のみが一時解除を実施すること。抑止と一時停止は、運用の意味としては異なるが、同一の項目で管理した方がシステム上管理しやすいため、同一フラグでの管理を想定している。 なお、再転入者における抑止・一時停止フラグについて、転出時に資格喪失となり抑止・一時停止情報も消える想定であることから、転出以前の抑止・一時停止フラグを引き継ぐことは想定されない。		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会抑止	—		0020065	一時解除後、必要な処理が完了したら手動で一時解除を元に戻し、失念していた場合は一定時間経過後に自動で抑止状態に戻ることに、抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	変更点 (直前の項から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一 般 市 区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会 抑止	—		0020066	検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会 抑止	—		0020067	抑止事由(支援措置、実態調査等)は住民記録システムで選択された内容が表示できること。 印鑑登録システム独自で設定した場合は抑止事由(成年被後見人、その他)を選択できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会 抑止	—		0020068	証明書発行の抑止設定及び解除情報については、コンビニ交付に対しても自動連携されること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.1. 異動・交付・照会 抑止	—		0020069	コンビニ交付における証明書発行に限定して、申請者が15歳未満の者又は成年被後見人の場合について抑止を設定でき、15歳未満の者の抑止は満15歳となる日に自動的に終了すること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	3 抑止設定	3.2 印鑑登録廃止不受理	—		0020070	印鑑登録廃止不受理申請による抑止設定ができること。	×	×	×	—	—	—
機能要件	4 異動	—	4.0.1. 異動者		0020071	異動処理において、対象者を住民データから選択できること。その際、基本検索により個人単位で検索できるものとすること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.1. 異動者		0020072	指定都市においては、異動者を操作者の属する区に住所を置く者に限定することができること(区間異動(区間転入)を除く。)	◎	—	—	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.2. 異動日・処理日		0020073	異動処理においては、異動日及び処理日を入力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.2. 異動日・処理日		0020074	異動日は、デフォルトでは処理日とし、必要に応じて異動日を修正できること。 異動日は、処理当日以前の日のみを入力できること。	◎	◎	◎	異動日は処理当日であることが多いことから、異動日についてはデフォルトで処理日が入力されることとした。 また、異動日は、過去しか認められていないので、処理当日以前の日のみを入力できることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.2. 異動日・処理日		0020075	処理日は、処理当日が自動入力されること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.2. 異動日・処理日		0020076	処理当日以外を処理日として入力できること。	×	×	×	—	—	—
機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁		0020077	印鑑の異動処理に係る仮登録及び本登録を行えること。異動入力した内容は仮登録として、審査(決裁)により本登録とする。 【仮登録】 ・異動情報がシステムに入力され、その内容がいったんシステム上に保存されているが、未審査又は審査中であり、印鑑登録原簿にまだ記載されていない状態(登録申請情報又は印鑑の登録に関する照会書を発行できない状態(印影を含む。))をシステムへ入力し、一時保存している状態 ・異動処理が確定されおらず、異動履歴とならない状態 ・仮登録中のデータに基づく証明書等は交付できないようにする(コンビニ交付を含む。))。 【本登録】 ・異動情報がシステムに入力され、審査(決裁)を経てその内容がシステム上に保存されて、印鑑登録状態が「登録」となり印鑑登録されている状態又は印鑑登録状態が「照会中」となり、印鑑の登録に関する照会書を発行できる状態 ・異動処理が確定され、異動履歴となる状態 ・確定情報となるため、証明書、印鑑の登録に関する照会書等に反映される。	◎	◎	◎	登録に当たり文書による照会を実施する場合は、照会を行うための仮登録及び審査(決裁)を行うことも想定される。回答があった場合には、当該「照会中」の情報をもとに審査(決裁)のうえ、印鑑登録状態を「登録」にできる。 住民票の写し等と比べ、記載事項が限られることや証明書の発行数が相対的に少ないことから、誤記のおそれが少ないため、審査(決裁)機能を備えなくとも良いとの意見もあったが、責任者の審査(決裁)がないまま登録することは自治体による公証制度である以上想定されず、複数の者によるチェックを受ける等一定のプロセスや組織としての意思決定が必要であることから、審査(決裁)機能は実装必須機能とする。なお、審査(決裁)を実施する方法については本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録することで、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。審査(決裁)の実施者についても、不在時や繁忙期時等を想定し、システム上での処理は代決者が行うことも許容する。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁		0020078	仮登録の情報では、取消、修正等ができ、異動処理、印鑑登録証明書発行、印鑑の登録に関する照会書発行については、抑止されること。	◎	◎	◎	住民記録システムと同様、仮登録の情報については取消・修正が可能。また、既に登録のあった住民の印鑑登録を廃止した後、再度登録する際、以前の本登録情報に基づく登録も検討されたが、古い情報に基づく登録となるため盛り込まないこととした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁		0020079	仮登録一覧は、画面に表示され、異動者を選択できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁		0020080	仮登録一覧は、全部、一部(選択異動者及び入力支所等を単位とした一部)ごとに表示、本登録できること。ただし、全部本登録については、件数に上限をかけることができることとする。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	—	4.0.3. 審査・決裁		0020081	常時又は印鑑登録システム終了前に仮登録の者が存在することを表示できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	①と②との (直前の値から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市等 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示		0020082	登録申請者の世帯内印影票を表示できること。	◎	◎	◎	印鑑登録申請書に押印された登録予定の印影と、当該機能により出力した世帯内印影票の印影を目標にて比較することを想定しているが、出力した世帯内印影票を使用し比較することも可能。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示		0020083	必要に応じて世帯内印影票を出力できること。その際、世帯内印影には仮登録及び照会中の印影を含むこと。なお、印鑑本体から印影を読み取る等により可視台帳を作成しない場合においては、印影の読み込み後、新規で仮登録する印影と、世帯内印影を画面上にて比較できること。	◎	◎	◎	印鑑登録申請書に押印された登録予定の印影と、当該機能により出力した世帯内印影票の印影を目標にて比較することを想定しているが、出力した世帯内印影票を使用し比較することも可能。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.1. 世帯内印鑑登録状況・印影表示	4.1.1.1. 世帯内印影表示		0020084	1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する世帯員の並び順(住民記録システム標準仕様書「5.2 世帯員の並び順」)に従った並び順で世帯内印影票を出力できること。	○	○	○	―		-
機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録		0020085	本人からの登録申請等に基づき、印鑑の即時登録ができること。登録時には1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目を入力できること。住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースで管理している場合は、当該データベースから自動入力できること。また、1.2.1(異動履歴の管理)において規定している項目も併せて入力できること。	◎	◎	◎	―		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.1. 即時登録		0020086	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付(コピー交付を含む。)があったときには、同日に旧印鑑登録証明書を回収しない限り、新しい印鑑の登録ができないため、必要なアラートを表示できること。	◎	◎	◎	既に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合、申請同日に既に旧印鑑での印鑑登録証明書の交付があったときは旧印鑑での印鑑登録証明書を回収しない限り、新しい印鑑の登録ができない運用とすることとした。 なお、住民記録システムにおける住民票の写し等証明書については、発行済の証明書の回収を制度上求めていることとなっている。しかしながら、印鑑登録業務においては住所の異動がなくとも印鑑登録情報を更新することができるため、住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書は回収する運用としている。 印鑑登録証明書に表示されている印鑑が正しいことを証明する証明書にも関わらず、異なる印影の証明書が同日に複数発行されていることは証明書の役割から考えると不適切であることも、回収する理由である。 よく印鑑登録ができたかを出力した後に確認する場合を想定した機能。本登録を実施する前に確認する目的で出力することが想定されるが、本登録後に確認する目的で使用しても良い。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.2. 印鑑登録原票確認票出力		0020087	仮登録等を含めた登録処理の後、印鑑登録原票確認票を出力できること。	◎	◎	◎			令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.2. 即時登録	4.1.2.2. 印鑑登録原票確認票出力		0020088	6.1.1(印鑑登録証明書交付)で表示した印鑑の印鑑登録原票確認票を出力できること。	◎	◎	◎	―		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.1. 保証人確認		0020089	保証人による登録を行う場合、保証人確認票を表示できること。また、異動事由が「保証人登録」と異動履歴を管理できること。	○	○	○	保証人方式は、窓口において申請者の印鑑登録事務を実施する前に行われる事務であり、本人確認書類を所持していない者でも印鑑登録を可能とする機能である。事務処理要領上可能な方法だが、実施していない自治体もあるため、標準オプション機能とした。 保証人は印鑑登録済みの住民であることが前提となっているため、保証人の検索は、2(検索・照会・操作)の機能による。 ただし、住民でない保証人を許容する自治体も存在することから、手動による保証人入力も可能とする。なお、この場合の印鑑登録番号の入力については市外在住者であることが分かる任意の番号を入力する想定である。		-
機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.1. 保証人確認		0020090	必要に応じて保証人確認票を出力できること。	○	○	○	保証人の持つ印鑑の印影照会のために、保証人確認票を出力する機能が必要となる。		-
機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.1. 保証人確認		0020091	保証人を付しての登録申請については、登録後に印鑑の登録をした旨を保証人に通知できること。	×	×	×	申請者の本人確認ができない場合において、虚偽の申請でないかの確認のための通知は、4.1.32(交付確認)にて実施する。		-
機能要件	4 異動	4.1.3. 保証人	4.1.3.2. 交付確認		0020092	保証人を付しての登録申請については、登録後に登録申請者本人宛の、印鑑登録を実施したことを教示するための印鑑登録確認通知書を出力できること。	○	○	○	保証人方式は、事務処理要領上可能な方法だが、実施していない自治体もあるため、標準オプション機能とした。		-
機能要件	4 異動	4.1.4. 照会及 び回答	4.1.4.1. 照会中		0020093	印鑑の登録の申請があったとき、即時登録せず、文書で照会する場合、印鑑登録状態を「照会中」とすること。登録時には1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目を入力できること。住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースで管理している場合は、当該データベースから自動入力できること。	◎	◎	◎	照会回答登録を通じて印鑑の照会確認を確実にできるようにする観点から、「照会中」は実装必須機能とする。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中		0020094	文書で照会する場合の申請情報についても、1.2.1(異動履歴の管理)にて異動履歴を管理すること。この場合の異動区分は「照会の事由」とすること。	◎	◎	◎	照会情報について、「照会中」は印鑑の登録に至っていない状態であるが、住民への説明の観点等から、その異動履歴についても管理することとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.1. 照会中		0020095	印影無しで照会中での登録ができること。	×	×	×	印影無しで登録を実施しているとの意見もあったが、1回目にて代理人が来庁した際に押印された印影と照会書に押印された印影が一致していることで、本人が意図する印鑑が登録されたことを確認する必要があるため、許容しない。		-
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行		0020096	文書による照会を行う場合、印鑑の登録に関する照会書を出力できること。	◎	◎	◎	―		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行		0020097	照会書ごとに回答期限年月日を設定できること。デフォルトの設定は、回答期限は自治体ごとに設定された日数とし、回答期限が閉庁日の場合は翌閉庁日とする。	◎	◎	◎	文書による照会を実施する場合の回答期限について、自治体の条例等により異なるため、自治体ごとにデフォルトの日数を選択できることとする。また、期限が閉庁日の場合の期限は、地方自治法第4条の2第4項に基づき、翌閉庁日とする。閉庁日又は閉庁日のマスタ管理については、非機能要件において整理される。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行		0020098	印鑑の登録に関する照会書の送付先は、デフォルトの設定を住民票上の住所とし、申出により住所を修正できること。	◎	◎	◎	照会書送付先の住所は、虚偽申請を防ぐため通常は本人への送付が原則であることから住民票上の住所への送付とする。ただし、入院時等の理由で代理人から申出があった際、手紙や電話等でその事実を確認できた場合には住民票上以外の住所への送付も許容するため、修正ができることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行		0020099	再出力する場合には、印鑑の登録に関する照会書に「再発行」である旨を表示できること。その際、再発行した場合における回答期限は、デフォルトでは当初の期限とし、必要に応じて回答期限を修正できること。また、必要に応じて「再発行」の表示をしないことを選択できること。	◎	◎	◎	照会書の再発行は原則「再発行」である旨を表示するが、プリンタエラーによる汚損等で再発行が必要になる場合も想定されるため、「再発行」の表示は必要に応じて選択できることとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行		0020100	照会書発行時に連番等任意の桁数の照会番号を付番し、照会書に印字できること。	○	○	○	回答登録の際に照会書に記載された照会番号で検索を実施し登録を行うことが精度向上につながるとの意見があったため、照会番号の付番及び印字を標準オプション機能とした。照会番号ではなく登録番号で管理することも想定されるが、印鑑登録者識別カード等の券面をバーコードで読み込み登録番号を設定する場合、登録番号が設定されるのは回答登録時であることから、別途照会番号として設けることも可能とした。		-
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.2. 印鑑の登録に関する照会書発行		0020101	照会番号が付番されている場合、照会番号で検索を実施できること。	○	○	○	―		-
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.3. 照会状況管理		0020102	照会中の登録申請者のみを検索できること。	◎	◎	◎	―		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び回答	4.1.4.3. 照会状況管理		0020103	検索結果を一覧表示し、照会年月日、回答期限年月日及び入力場所を確認できること。	◎	◎	◎	―		令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	④と⑤の (直前の版から改定し た項目の種別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市 区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び 回答	4.1.4.3. 照会状況管 理		0020104	回答期限年月日を修正できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び 回答	4.1.4.4. 申請者の申 請取りやめに伴う照会 中の取消し		0020105	照会中の申請について、登録申請者が申請を取り止めた場合には、照会の取消しができ、印鑑登録状態を「照会取消」とすること。取り消した照会情報についても、1.2.1(異動履歴の管理)にて異動履歴を管理すること。この場合の異動区分は「照会の事由」とすること。	◎	◎	◎	照会情報の取消しについて、印鑑の登録に至っていない状態であるが、住民への説明の観点等から、その異動履歴についても管理することとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び 回答	4.1.4.4. 申請者の申 請取りやめに伴う照会 中の取消し		0020106	照会中の印鑑登録を取消した場合、印鑑登録原票確認票を出力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び 回答	4.1.4.5. 期限切れによ る照会中の取消し		0020107	回答期間を指定して照会中状態の印鑑登録を取消しでき、印鑑登録状態を「照会取消」とすること。取り消した照会情報についても、1.2.1(異動履歴の管理)にて異動履歴を管理すること。この場合の異動区分は「照会の事由」とすること。 予約実行で毎日自動的に回答期限切れの照会中状態の印鑑登録を取消しできること。	◎	◎	◎	4.1.4.4.(申請者の申請取りやめに伴う照会中の取消し)と同じ。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.4. 印鑑照会及び 回答	4.1.4.6. 回答登録		0020108	回答書に基づいて、照会中の印鑑登録原票の内容をもとに印鑑登録状態を「登録」にできること。印鑑登録時には1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目を入力できること。住民記録システム等の印鑑登録システム以外のシステムでのデータベースで管理している場合は、当該データベースから自動入力できること。また、1.2.1(異動履歴の管理)において規定している項目も併せて入力できること。	◎	◎	◎	回答があった場合には、照会中の情報をもとに審査(決裁)のうえ、印鑑登録状態を「登録」にできることとした。 代理人によって照会書が持参された場合、回答登録後に本人確認通知を実施することとしている自治体もあったが、照会回答登録の制度を通じて本人確認が実施できていることが想定されるため、機能として盛り込まないこととした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動		4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読み込み	0020109	印影はスキャナで読み取り登録できること。又は、印鑑本体から直接読み取り登録できること。印影の解像度は600dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取った印影については、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。	◎	◎	◎	平成2年7月30日付自治振第72号通知では「印鑑登録原票」は印影以外のデータと印影の紙両方のことを指していたが、印影及び印影以外の情報をシステム上に登録した内容を「印鑑登録原票」と指すこととする。なお、当該機能要件は、印影を紙に押下し作成した台帳(可視台帳)を保管する運用を妨げるものではない。可視台帳の保管運用を全て廃止することも検討されたが、全国照会にて質問へ回答いただいたところ約半数の自治体において可視台帳を保管したいとの意見があったため、保管については規定しない取扱いとした。 印影の解像度については標準仕様として600dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取った印影については全国照会の意見から解像度が様々存在することを確認したため、当該印影については600dpi以外の解像度も許容することとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読み込み		0020110	読み取った印影はBMP形式で保存できること又はBMP形式に可変変換できること(例:TIFF)。いずれであっても、BMP形式におけるバイナリ構造を保持できること。	◎	◎	◎	標準準拠システム移行前に読み取ったイメージデータを除き、原則は600dpiで保持することを求めている。その際の形式として①BMP形式、②BMP形式に可変変換できる形式としているが、②の形式で保持する場合には、可変変換前の形式においても600dpiとなるような形式で保持されるものを指している。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読み込み		0020111	読み取った印影について必要な部分のみの切り出し処理が行えること。スキャナでの印影読み込み時に濃度が調整できると、スキャナで読み込んだ印影を回転させ、体裁を整えることができること。スキャナの読み取り位置を設定できること。	◎	◎	◎	データ形式の変換及び印影の回転は、印影に変更を加えないまま実施することを想定しており、改ざんに当たらない。濃度調整についても、印影を揃えなような調整にならないものを指している。印影の周辺の汚れ(黒点)を削除できることも検討されたが、印影の改ざんととの境目を明確にできないことから盛り込まないこととした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読み込み		0020112	印影は原寸大で読み込み、印影を表示する際は原寸大で表示できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読み込み		0020113	読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さの閾値を設定できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.1. 印影読み込み		0020114	可視台帳(押印前)又は住民が印影を押下するための申請書を出力できること。	○	○	○	印影の読み取りについては、可視台帳、住民が印影を押下した申請書、印鑑本体からの読み取り等自治体によって様々であったため、読み取り方法は規定しない。そのため、可視台帳(押印前)や住民が印影を押下するための申請書の出力については、いずれも標準オプション機能とした。	—	
機能要件	4 異動	4.1.5. 印影登録	4.1.5.2. 印影登録		0020115	4.1.5.1(印影読み込み)で読み込んだ印影を印鑑登録できること。回答書持参の場合は、照会中の印影で印鑑登録ができること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.1. 職権抹消		0020116	意思能力を有しない者に該当した場合や二重登録が発見された場合、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときは、印鑑の登録を職権で抹消できること。その際、1.2.1(異動履歴の管理)において規定している項目を入力できること。	◎	◎	◎	令和元年12月12日通知において既に印鑑の登録を受けている者が意思能力を有しない者であることを知った場合は職権で抹消することとされている。また、「二重登録」とは、紙管理の取扱いにおいて発生していたことを想定しているが、同じ者が別の印鑑で別のデータとして登録されることを指している。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2. 住民記録連動 抹消		0020117	印鑑の登録を受けている者の住民票の消除が発生した場合(令第8条の2の規定により消除された場合を除く)、住民記録システムと連動し、自動的に当該者の印鑑の登録を抹消できること。照会中の登録申請者の住民票(上記の異動が発生した場合は、住民記録システムと連動し、自動的に当該申請が取り消されること。住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理することで、30.1(データ連携)に規定する最新データの保持を実現できること。	◎	◎	◎	住民票が消除された場合は住民記録システムから印鑑登録システムに自動連携され抹消とする。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2. 住民記録連動 抹消		0020118	対象者を一覧で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.2. 住民記録連動 抹消		0020119	指定都市の区間異動(区間転入)の場合は、転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。	◎	—	—	—		令和8年4月1日

案件種別	項目①	項目②	項目③	変更点 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.3. 抹消通知		0020120	4.2.1(職権抹消)による印鑑の登録の抹消のうち、住民票の消除を除く事由による登録の抹消及び4.4.1.1(廃止の申請)又は4.4.1.2(印鑑又は印鑑登録証等の亡失)において届出の際に本人確認が十分にできなかった場合又は代理人が届出をした場合については、印鑑の登録を受けている者宛ての印鑑登録抹消通知書の出力ができること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.3. 抹消通知		0020121	既に印鑑登録を受けている者が成年被後見人であることを知った場合には、印鑑登録抹消通知書の出力ができること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.2. 職権抹消	4.2.3. 抹消通知		0020122	印鑑登録抹消通知書には抹消事由が印字できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.1. 職権修正		0020123	登録者の届出を受けて職権修正する場合は、印影を除く、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目の修正ができること。	◎	◎	◎	既に登録番号が印字されている印鑑登録証等を使用している自治体において、印鑑登録証等の汚損・毀損が発生した場合には、引換交付で登録番号の修正も実施する必要があることから、登録番号を含めた住民記録で管理している項目以外の印鑑登録データの修正を可能とした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.1. 職権修正		0020124	印鑑登録原票に記載されている住所について、住民票に記載された住所の方書を削除できること。	×	×	×	—		-
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正		0020125	氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、氏名のカタカナ表記の変更、氏名のカタカナ表記の削除及び成年被後見人に該当した場合については、住民記録システムと連動し、エラーとしてその旨を表示すること。	◎	◎	◎	氏名変更、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、氏名のカタカナ表記の変更及び氏名のカタカナ表記の削除の場合については、抹消又は修正のいずれの対応とするか運用での判断が必要であるため、エラーでその旨を表示し、個別に確認することとした。また、成年被後見人に該当した場合については原則として抹消となるが、その旨に対し、当該印鑑の登録が抹消されたことを通知するとともに、再度印鑑の登録を受けるための手続について案内する必要があるため、エラーとして表示し個別に確認することとした。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正		0020126	登録を受けている印影に影響がない場合は、印鑑登録の職権修正ができること。修正後、印鑑登録原票確認票を出力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正		0020127	印影に影響がある場合又は成年被後見人に該当した場合においては、印鑑登録の職権抹消ができること。また、対象者を一貫で確認できること、又は対象者を抽出したファイルを作成できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.2. 住民記録連動修正		0020128	住民記録システムとの連動は、デジタル庁を中心に検討することとされたデータ要件・連携要件に対応し、住民記録システムから最新の登録情報が照会でき、管理することで、30.1(データ構造)に規定する最新データの保持を実現できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正		0020129	誤記があった場合、職権修正として、印影を除く、1.1.1(日本人住民データの管理)及び1.1.2(外国人住民データの管理)に規定する項目の修正ができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正		0020130	異動事由は、「誤記修正」とすること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正		0020131	誤記があった異動の異動履歴は上書き修正せず、誤記修正の異動履歴とともに、異動履歴データとして保持すること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.3. 職権修正	4.3.3. 誤記修正		0020132	異動履歴を残さない上書き修正ができること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.1. 廃止の申請		0020133	登録申請者又はその代理人からの廃止の申請を受けて、当該申請に係る印鑑の登録を抹消できること。その際、1.2.1(異動履歴の管理)において規定している項目を入力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.1. 廃止の申請		0020134	既に印鑑登録を受けている者から印鑑廃止の申請があった場合、申請同日に旧印鑑での印鑑登録証明書交付(コンビニ交付を含む。)があったときには、同日に旧印鑑登録証明書を回収しない限り、新しい印鑑の登録ができないため、必要なアラートを表示できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.2. 印鑑又は印鑑登録証等の亡失		0020135	印鑑又は印鑑登録証等の亡失の届出を受けて、当該届出に係る印鑑の登録を抹消できること。その際、1.2.1(異動履歴の管理)において規定している項目を入力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.4.1. 廃止の申請	4.4.1.3. 印鑑登録原票(除票)確認票出力		0020136	印鑑登録の抹消の後、抹消年月日と抹消事由が記載された、印鑑登録原票(除票)確認票を出力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.4.2. 電子申請	—		0020137	公的個人認証サービスを用いた印鑑登録廃止の電子申請に対応していること。	◎	◎	◎	事務処理要領にて「電子情報処理組織を使用して行う当該印鑑の登録の廃止を受理することができる」ことが規定されていることから、機能を設けた。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.4.2. 電子申請	—		0020138	代理人による電子申請を受け付けること。	×	×	×	—		-

要件類別	項目①	項目②	項目③	④と⑤の (直前の項から設定した項目の細別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消し	—		0020139	印鑑の異動(登録・抹消・修正)処理の取消しができること。そのため、取消しの対象となる異動処理を異動履歴データから選択できること。 異動の取消し機能は、最新履歴を削除ではなく、履歴を上積みして、元の状態に復元できる機能とする。 異動時には、①抹消等の異動を取り消す機能(異動取消(増))、②登録等の異動を取り消す機能(異動取消(減))、③増減を伴わない記載事項の訂正を実施する機能(異動取消(修正))、を備えること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消し	—		0020140	異動前のデータを保持し、取消しによって元の状態に復元されること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消し	—		0020141	住民記録システムで異動処理の取消しが発生した際には、住民記録システムから連動しエラーとしてその旨を表示の上、取り消す可否かの選択ができること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消し	—		0020142	取消処理については、それ自体を1つの異動処理として取り扱うこととし、「4 異動」を適用するほか、取り消された異動処理及び取消処理を、ともに異動履歴データとして保持すること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	4 異動	4.5. 異動の取消し	—		0020143	転出の予定年月日経過後に転出取消しをした場合、自動で印鑑登録の抹消を取り消すことができること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	5 印鑑登録証	5.1. 印鑑登録証	5.1.1. 印鑑登録証		0020144	印鑑登録証として、紙媒体又はプラスチックカード等による印鑑登録証の交付に対応できること。従前の印鑑登録システムで利用していた登録番号を管理する必要がある場合には、従前の登録番号を旧登録番号に記録できること。	◎	◎	◎	事務処理重荷に基づき、印鑑登録証を交付できることを実装必須機能とする。 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードを廃止し個人番号カードへ統一することも検討されたが、個人番号カードの場合は、代理人による使用ができない点等を含み、印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードを使用する方法は残すこととした。		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.2. 印鑑登録者識別カード	5.2.1. 印鑑登録者識別カード		0020145	印鑑登録者識別カードの交付に対応できること。	◎	◎	◎	事務処理重荷に基づき、印鑑登録者識別カードを交付できることを実装必須機能とする。1.3.5(印鑑登録証データの管理)において示したとおり、自動交付機に使用するカードに限らない。		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.2. 印鑑登録者識別カード	5.2.2. 必要事項登録カード		0020146	印鑑登録者識別カードに必要な事項(登録番号等)を記録できること。 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合でも、必要な事項を職員が手作業で再入力することなく、当該カードを管理するシステムに登録できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.2. 印鑑登録者識別カード	5.2.3. 必要事項削除カード		0020147	印鑑登録者識別カードの使用を終了する場合、カードの廃止を記録できること。印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カードを管理するシステムの操作で削除することも妨げない。	◎	◎	◎	市民カード等を印鑑登録者識別カードとして使用している場合等も想定されるが、別用途でカードがいまだ利用されている場合でも、「印鑑登録者識別カードとしての」利用を廃止した場合は「カードの廃止」に相当する。		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.2. 印鑑登録者識別カード	5.2.4. 登録者暗証番号設定		0020148	印鑑登録者識別カードに登録者暗証番号を設定できること。 また、使用中の登録者暗証番号を変更できること。 登録者暗証番号は、数字で4文字とすること。 印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カードを管理するシステムの操作で設定することも妨げない。	○	○	○	印鑑登録者識別カードに暗証番号を設定して使用する場面として、自動交付機での交付が考えられるが、自動交付機を使用している自治体が少ないことから標準オプション機能とした。 暗証番号について、半角英数字で6文字以上、16文字以下とする案も検討されたが、利用者証明用電子証明書の暗証番号の桁数と整合をとることや、印鑑登録証明書は必要とする機会が少なく使用頻度の低いことが想定される暗証番号の忘失を予防する意図から、数字4桁とした。		-
機能要件	5 印鑑登録証	5.2. 印鑑登録者識別カード	5.2.5. 登録者暗証番号廃止		0020149	印鑑登録者識別カードに設定されている登録者暗証番号を廃止できること。印鑑登録システム以外のシステムでの管理も可能とするが、その場合は、当該カードを管理するシステムの操作で廃止することも妨げない。	○	○	○	—		-
機能要件	5 印鑑登録証	5.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付	—		0020150	引換交付の申請等に基づき、引換処理ができること。その際、引換交付の事由を入力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付	—		0020151	市町村合併等により登録番号が変更となる場合、引換交付の処理ができること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.3. 印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの引換交付	—		0020152	引換交付時に登録番号を維持するか更新するか、又はその都度選択するかを設定できること。	○	○	○	—		-
機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	—		0020153	個人番号カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができること(条例等利用領域を利用できるのは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第1項の条例において個人番号カードを印鑑登録証等として利用することができる旨の規定をしている市区町村においてのみ。)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1. 個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)の利用		0020264	個人番号カードに記録されている利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録者識別カードとして利用すること(利用可能となること(利用者証明用電子証明書が効力を失っていないこと)の確認及び電子利用者証明が有効にされたことの確認が必要。)、この場合、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード利用者証明用電子証明書のシリアル番号の送付を受け、登録できること。	◎	◎	◎	シリアル番号の読み込みは本人が暗証番号を入力した場合を想定している。		令和8年4月1日
機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.1. 個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)の利用		0020265	個人番号カード利用者証明用電子証明書が再発行された際及び個人番号カードが再交付された際に、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み再登録できること。	◎	◎	◎	利用者証明用電子証明書の有効期限切れや個人番号カードの再交付等に伴い利用者証明用電子証明書が更新された上で、当該利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付請求があった場合、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認のうえ、JPKI利用者ソフトを利用して個人番号カード利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込み、再登録(個人番号カード利用者証明用電子証明書のシリアル番号を修正)できることとした。 このことにより、利用者証明用電子証明書の更新・失効に伴う再発行等の際には、従前の印鑑登録情報を抹消する必要はない。 利用者証明用電子証明書のシリアル番号については、「個人番号カード」に加えて「移動端末設備用」が発行されている場合があるが、印鑑登録システムにおいているシリアル番号は、個人番号カード利用者証明用電子証明書のシリアル番号であることを明記している。		令和8年4月1日

要件類別	項目①	項目②	項目③	④と⑤の (直前の仮から設定した 項目の識別)	機能ID	機能要件	指定 都市	中核 市	一般 市区 町村	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.2. 個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等を利用)の利用		0020156	個人番号カードの条例等利用領域又は磁気テープを利用して印鑑登録証若しくは印鑑登録者識別カードとして利用する場合には、基本利用領域及び他の利用領域とは独立した条例等利用領域又は磁気テープに、個人番号カードAP搭載システムを利用して、必要な事項(登録番号)の記録及び登録者暗証番号の設定ができること。	○	○	○	個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等を利用)の利用について、実装必須機能とすることも検討されたが、全国照会において印鑑登録等の形態について回答をいただいたところ、条例等利用領域の利用が3%、磁気テープの利用が4%の自治体が利用しているのみとなり、かなり少なかったことから、標準オプション機能とした。	-	
機能要件	5 印鑑登録証	5.4. 個人番号カードの利用	5.4.2. 個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等を利用)の利用		0020157	個人番号カードAP搭載システムを利用して記録した事項の削除及び設定した登録者暗証番号の廃止ができること。	○	○	○	個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープ等を利用)の利用において、個人番号カードの亡失があった場合には、悪用防止の観点から、印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードと同様、当該印鑑登録情報は抹消されるものと想定している。この場合の異動事由は、「印鑑又は印鑑登録等の破損、亡失」とする。	-	
機能要件	5 印鑑登録証	5.5. 有効期限切れの住基カードの利用			0020158	有効期限切れの住基カードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして利用することができること。	○	○	○	住基カードについては、新規発行はなく、最長で券面の有効期限が令和7年のため、実装不可機能とすることも検討されたが、有効期限切れの住基カードの条例に規定する目的に係る利用について、カードの運用状況に連動させるかどうかは自治体の判断によるため、継続使用を認めることができることや、全国照会において8%の自治体が利用していることから、標準オプション機能とした。	-	
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020159	印鑑登録証明書の出力ができること。印鑑登録処理後、引き続き印鑑登録証明書の発行ができること。横罫は部数を指定して、一度に複数枚発行することができること(コンビニ交付について6.1.7を参照のこと。)	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020160	失効した印鑑登録証等で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合、エラーとし、失効されている旨のメッセージを表示できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020161	性別の記載については、自治体ごとにより選択できること。性別を記載しない場合には、証明書においても性別欄をなくすること。	◎	◎	◎	平成28年12月12日通知にて、「性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して、印鑑登録証明書に男女の別を記載しない取扱い」とすることを「差し支えない」としていることから、性別欄を設けない自治体が多数存在することに鑑み、印鑑登録証明書に性別欄を設けることについては自治体が選択できることとする。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020162	印鑑登録証明書には、認証文(第4章に記載のもの)、電子公印及び発行番号を印字すること。	◎	◎	◎			令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020163	印鑑登録証明書の様式については、第4章に定める様式とすること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020164	住所等に方角が含まれる場合は、印鑑登録証明書の交付請求において、省略せず、全ての証明書に必ず記載すること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020165	性別を記載する自治体において、申請者の申出により、性別を記載しないことができること。記載しない場合には、証明書の性別欄にはアスタリスクを記載すること。	○	○	○	性別欄を設けた自治体においても、住民の申出により性別を記載しないことができること、及びその場合には記載漏れ等の疑いを避けるためにアスタリスクを記載することを標準オプション機能とした。また、同一の自治体において様式が複数作成されることは好ましくないため、性別欄を設けた自治体において、申出により性別欄を削除するなどは許されない。	-	
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020166	転出予定者の住民について、証明書を発行する際にアラートを表示すること。	○	○	○	-		-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020167	通称のみの印鑑登録証明書を発行できること。	×	×	×	-		-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020168	印鑑登録証明書の発行の際に、印鑑登録原票に記載されている通称及び住所の記載中の方角を削除できること。また、印鑑登録証明書に印字する印影の倍率を登録されている印鑑の倍率から変更できること。	×	×	×	-		-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.1. 印鑑登録証明書交付		0020169	異動時に、印鑑登録証明書の交付日と異動日をチェックし、交付日を通る異動が発生した場合は、アラート等で注意喚起すること。	×	×	×	-		-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号		0020170	印鑑登録証明書に発行番号を印字することができること。	◎	◎	◎	住民記録システムの発行番号に準ずるが、印鑑登録証明書は1ページであることが通常のため、ページ数/総ページ数は記載しない。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号		0020171	発行番号の一部を発行場所単位を示す番号とすることができること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号		0020172	発行番号は以下の表示方法とすること。 発行年月日・市区町村名・発行済み番号・発行プリンタ番号・発行された日に付された番号 例: 20200502 ●●市 本庁1 プリンタ 001 011	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号		0020173	なお、必ずしも出力機器を特定できない場合については、空欄とすることもできること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号		0020174	複数部数を発行する場合は、1部ずつ異なる発行番号とすること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.2. 発行番号		0020175	発行された庁舎名等を印鑑登録証明書に印字することができること。	×	×	×	-		-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.3. 公印・職名の印字		0020271	システムから出力される公印印字に対応する証明書等には、市区町村長又は職務代理者の職名・氏名、公印印字の有無及び公印の種類(市区町村長又は職務代理者の印)を選択できること。また、市区町村長又は職務代理者の職名を印字する場合は、都道府県名を印字すること。ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.3. 公印・職名の印字		0020176	指定都市の場合は他区長職名及び公印を印字することも含む。	◎	-	-	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.3. 公印・職名の印字		0020177	公印は電子公印に対応し、種類(市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用の印、カード券面用の印)を選択できること。また、「この印は黒色です」等の任意の固定文言を印字できること。 なお、電子公印は最大25mm角の黒色とし、本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.3. 公印・職名の印字		0020178	支所・出張所の専用公印を持つこと。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.4. 文字溢れ対応		0020179	印鑑登録証明書の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整する等して、文字超過とならないようにすること。 なお、文字数が多くやむを得ず文字溢れが生じる場合は、アラートを表示して注意喚起するとともに、文字超過リストを出力して、文字溢れした情報を確認できるようにすること。 デフォルトで該当項目を限界まで出力するが、該当項目を空白で出力するかを選択でき、出力時に変更することもできること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力		0020180	印鑑登録者識別カードを使用する場合は、記録されている登録番号を呼び出し、印鑑登録証明書を出力できること。	◎	◎	◎	印鑑登録証明書申請窓口での対応を記載した。窓口において職員が印鑑登録者識別カードを申請者から預かり、記録している登録番号を読み出し、印鑑登録証明書を発行することができる。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.5. 印鑑登録者識別カードを利用した証明書の出力		0020181	暗証番号を利用する場合は、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。	○	○	○	暗証番号を利用する場合、窓口において申請者が暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書を発行することができるが、暗証番号の設定について標準オプション機能としているため当該機能についても標準オプション機能とした。	-	
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.6. 個人番号カードを利用した証明書の出力		0020182	個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)を使用する場合は、利用者証明用電子証明書が効力失ったこと等の確認及び電子利用者証明が有効になされたことの確認を受けることができた場合にのみ、印鑑登録証明書を出力できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.6. 個人番号カードを利用した証明書の出力		0020183	個人番号カード(条例等利用領域又は磁気テープを利用)を使用する場合、登録者暗証番号が一致した場合にのみ印鑑登録証明書を出力できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付		0020184	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。	◎	◎	◎	コンビニ交付をはじめとする個人番号カードによる証明書等の交付に対応するため、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム(市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム)等から選択して導入できることとし、証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等は、印鑑登録システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、コンビニ交付システムインタフェース仕様書等に基づいた電文、証明書等を出力する機能を備えることとする。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付		0020185	当該端末における証明書交付履歴を管理できること。	◎	◎	◎	-		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.1. 印鑑登録証明書交付	6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付		0020186	公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。	◎	◎	◎	住民記録システムの標準仕様書に含ませて、公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応できる機能を備えることとする。なお、当該機能を備えるシステムを別途、構築している場合には、当該システムと必要な情報を連携できる機能を備えることとする。		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2. 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1. 印鑑登録証明書交付一時停止		0020187	印鑑登録証明書の発行を一時的に停止にできること。	◎	◎	◎	当該機能は、印鑑の亡失等による証明書交付の停止等、緊急性の高い場合の停止を想定している。その他抑止等の事由で停止したい場合と併せて、3.1(異動・発行・照会抑制)の機能(抑制・一時停止アラート)を使用すること。		令和8年4月1日

要件種別	項目①	項目②	項目③	①と②の (直前の仮から設定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1 印鑑登録証明書交付一時停止		0020188	停止期間については任意で設定でき、停止終了予定日が経過した場合にアラートを表示すること。	〇 〇 〇		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1 印鑑登録証明書交付一時停止		0020189	停止開始日、停止終了予定日及び停止理由を管理することができ、印鑑登録証明書の発行時に停止理由を照会できること。	〇 〇 〇		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1 印鑑登録証明書交付一時停止		0020190	コンビニ交付での印鑑登録証明書の発行を停止できること。	〇 〇 〇		令和8年4月1日
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.1 印鑑登録証明書交付一時停止		0020191	一時停止対象者を一覧で確認できること、又は一時停止対象者を抽出したファイルを作成できること。	〇 〇 〇	発行制限をかけたまま放置されているデータの確認や発行制限をかけたいる人数の確認をする自治体があるため、一時停止対象者の一覧を確認できることについて標準オプション機能とした。	-
機能要件	6 印鑑登録証明書	6.2 印鑑登録証明書交付一時停止	6.2.2 印鑑登録証明書交付一時停止解除		0020192	一時停止の解除の申請をもとに、印鑑登録証明書交付の一時停止を解除できること。	〇 〇 〇		令和8年4月1日
機能要件	7 連携	7.1 他の標準準拠システムへの照会	—		0020193	デジタル庁が規定する庁内データ連携機能(「共通機能標準仕様書」において規定する庁内データ連携機能をいう。以下同じ。)及び「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこと。	〇 〇 〇	印鑑登録システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。	令和8年4月1日
機能要件	8 パッチ	8.1 システムとの連携を除くパッチ処理	—		0020194	パッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週〇曜日、毎月〇X日、毎月末を指定した方法(スケジューラ管理による起動)が提供されること。スケジューラ管理にソフトウェア製品を利用する場合は名称、メーカ、バージョン等について、発注者からの要求があった場合、提示すること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	8 パッチ	8.1 システムとの連携を除くパッチ処理	—		0020195	パッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。なお、前回設定のパラメータは、一部修正ができること。修正パラメータ箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	8 パッチ	8.1 システムとの連携を除くパッチ処理	—		0020196	全てのパッチ処理の実行結果(処理内容、処理結果、処理時間、処理端末名、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。また、異常終了した場合の警告の警告を印鑑登録システム内又は自治体が別途利用する他の通信システムに連携できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.1 EUC機能ほか	—		0020197	EUC機能(「共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(印鑑登録システム)」の規定に従うこと(印鑑登録システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。)。なお、機能所連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、印鑑登録システム内の基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。	〇 〇 〇	デジタル庁が規定する「共通機能標準仕様書」が策定されたことに伴い、当該機能を規定した。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.2 アクセスログ管理	—		0020198	(1) ログの取得 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること(1aaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、1aaS事業者と協議する等により、何らかの形で当該機能が市区町村に提供されるようにすること。)。 (シート「項目詳細一覧」を参照) ※(c)から(e)までについては、仮登録及び本登録両方の操作ログを取得できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.2 アクセスログ管理	—		0020199	取得したログは、市区町村が定める期間保管するとともに、オンラインでの検索・抽出・照会、EUC機能を用いた後日分析が簡単にできること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.2 アクセスログ管理	—		0020200	システム利用者や第三者によるログの改ざんがされないよう、書き込み禁止等の改ざん防止措置がされること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.2 アクセスログ管理	—		0020201	(2)ログの分析 システムの利用者及び管理者のログについては、分析・ファイル出力が作成できること(1aaS事業者がログについての責任を負っている場合等、パッケージベンダ自身がログを提供できない場合は、1aaS事業者と協議する等により、何らかの形で当該機能が市区町村に提供されるようにすること。)。 [分析例] -検索・休業日におけるアクセス一覧 -ログイン失敗一覧 -ID別ログイン数一覧 -大量検索実行一覧 -宛名番号等から該当者の検索実行一覧	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020202	システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID、パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間を管理できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020203	職員がシステム利用権限管理ができ、利用者名とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020204	IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020205	アクセス権限の付与は、利用単位で設定できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020206	アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020207	アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の検索・変更・削除はスケジューラに設定する等、事前に準備ができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020208	事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び業務範囲の制御ができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020209	他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないうよう、排他制御ができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020210	操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。 また、操作権限はパッチ処理等で一括メンテナンスできることとする。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020211	IDとパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020212	組織・職系・職位等での操作権限を指定できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	-
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020213	操作権限の検索ができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	-
機能要件	9 共通	9.3 操作権限管理	—		0020214	シングルサインオンが使用できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	-
機能要件	9 共通	9.4 操作権限設定	—		0020215	システムの利用者及び管理者に対する個人単位での操作権限においては、設定した権限に応じて、画面から入力するときに必須入力・任意入力・入力不可項目を明示的に確認でき、画面表示項目の表示又は非表示を設定できること。	〇 〇 〇		令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.5 ヘルプ機能	—		0020216	システムの操作方法や運用方法等について、マニュアルを有していること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.5 ヘルプ機能	—		0020217	ヘルプ機能として、操作画面上から、当該画面の機能説明・操作方法等を確認できるオンラインマニュアル(画面上に表示されるマニュアル類)が提供されること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.5 ヘルプ機能	—		0020218	システムの操作方法や運用方法等について、冊子のマニュアルを有していること。	× × ×	住民記録システムに準ずる。	-
機能要件	9 共通	9.6 印刷	—		0020219	証明書を発行する際にプリンタやトレイ(ポッパ)の指定ができること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。なお、前回の印刷の際に指定した印刷設定を保持しておく等も想定される。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6 印刷	—		0020220	出力部数を設定できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6 印刷	—		0020221	帳票発行時にプレビュー機能を用意すること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6 印刷	—		0020222	帳票発行時にPDF出力又は紙出力のいずれかを指定でき、プリンタの指定もできること。 なお、デフォルトでPDF出力又は紙出力のいずれかを設定できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6 印刷	—		0020223	PDF出力については、内部利用する帳票のみ出力できること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6 印刷	—		0020224	印鑑登録システム内部でアクセスログの取得が可能な形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を用意すること。	〇 〇 〇	住民記録システムに準ずる。	令和8年4月1日

案件種別	項目①	項目②	項目③	④⑤⑥ (直前の項から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	指定都市	中核市	一般市広域市	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
機能要件	9 共通	9.6. 印刷	—		0020225	氏名や住所等の印刷桁数を超えたものについては、帳票発行時に超過内容を記載したリストを出力できること。	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6. 印刷	—		0020226	必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。出力する帳票は実行時に選択できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	9 共通	9.6. 印刷	—		0020227	必要に応じて、指定期間中に含まれる以下の帳票を、帳票ごとに一括出力できること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	住民記録システムに準ずる。		-
機能要件	9 共通	9.6. 印刷	—		0020228	アクセスログを取得できない3種類の印刷ができること。	×	×	×	住民記録システムに準ずる。		
機能要件	10 エラー・アラート項目	10.1. エラー・アラート項目	—		0020229	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等は、エラー(※)として抑止すること。エラーは、当該内容で本登録することを抑止することと目的であり、その実装方法として、エラーメッセージを表示し、次の画面に進めないようにすることも、エラーメッセージの表示によらず、そもそも入力不可とすることで対応することも差し支えない。また、仮登録段階でエラーメッセージを表示して抑止すること、本登録段階でエラーメッセージを表示して抑止することも、いずれもエラーの実装方法として許容される。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照)	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。 また、前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合のエラーのうち、例として示している(照会年月日>抹消年月日の場合)のエラーについては、抹消年月日を入力する際、誤って照会年月日より前の日付を入力した場合にエラーが表示される想定である。		令和8年4月1日
機能要件	10 エラー・アラート項目	10.1. エラー・アラート項目	—		0020230	※エラー：論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力等を確定(本登録)できないもの 論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を終了上で、当該入力等を確定できるものは、アラート(※)として注意喚起すること。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照)	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。 成年被後見人の場合は、印鑑登録を受理できない可能性があることから、アラートを発出する。 また、要領にて「前年度未満の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする」と規定されているが、実務として高校の奨学金の申請の際に必要である場合等があることから、エラー表示ではなくアラート表示とする。		令和8年4月1日
機能要件	10 エラー・アラート項目	10.1. エラー・アラート項目	—		0020231	※アラート：論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を終了上で、当該入力等を確定できるものは、アラート(※)として注意喚起すること。 (シート「エラー・アラート項目一覧」を参照)	◎	◎	◎	住民記録システムに準ずる。		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.1. 住民記録システムとの整合性チェック		0020232	システムが異常終了した場合、その直後のシステム起動時に、住民記録システムとの結び付きの整合性をチェックできること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.2. 除票の経年抹消		0020233	自治体が指定した年数が経過した除票又は指定した期間に登録が抹消された除票を抽出できること。	◎	◎	◎	除票の保存期間については条例等で定めていることであり、各自治体の実情に即した取扱いに対応できるよう、自治体が任意の年数を保存できることとした。		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.2. 除票の経年抹消		0020234	抽出した情報を元に、除票経年抹消対象リストを出力できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.2. 除票の経年抹消		0020235	除票経年抹消対象リストにおいては、印鑑登録番号、登録年月日等により出力順序を指定できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.2. 除票の経年抹消		0020236	除票経年抹消対象リストの出力後、当該情報を削除できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.2. 除票の経年抹消		0020237	指定都市においては、区ごとにより出力できること。	◎	—	—	—		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.3. データ移行処理		0020238	標準仕様に準拠したシステムの稼働開始後に、制度・規定の変更やシステムの保守期限切れ等の理由でシステムのバージョンアップや切替が必要となった場合、印影を含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
機能要件	11 システム管理	11.1. データ整備	11.1.3. データ移行処理		0020239	現行システムから標準仕様に準拠したシステムに移行する際にも、印影を含めたシステムが保持するデータを完全に移行できること。 なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。 以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票		0020240	以下の様式・帳票について、以降で示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票		0020241	以下の様式・帳票について、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	○	○	○	—		-
様式・帳票要件	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.1 出力様式・帳票		0020242	※後述の機能に示す様式・帳票について、以降で示す以外のレイアウトで出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	×	×	×	—		-
様式・帳票要件	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.2 各項目の記載		0020243	項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.2 各項目の記載		0020244	記載しない項目(例：世帯内印影票、印鑑登録証明書、印鑑登録原票確認票における氏名の力太力表記)については、項目名及び項目内容を「* * *」表示とすること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.1 様式・帳票全般	20.1.2 各項目の記載		0020245	記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例：旧氏を設定していない場合の「旧氏」等)については、項目内容を「(空欄)」と表示すること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		0020246	印鑑登録証明書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		0020247	末尾に認証文を記載できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		0020248	印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.1 印鑑登録証明書		0020249	印鑑登録証明書に記載する項目は以下のとおりとすること。 (シート「項目詳細一覧」を参照)	○	○	○	—		-
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書		0020250	印鑑の登録に関する照会書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書		0020251	カスタマーバーコードを記載すること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.2 印鑑の登録に関する照会書		0020252	付番した照会番号を記載すること。	○	○	○	—		-
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録抹消通知書		0020253	印鑑登録抹消通知書について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録抹消通知書		0020254	カスタマーバーコードを記載すること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.2 住民に発行又は交付する様式・帳票	20.2.3 印鑑登録抹消通知書		0020255	旧氏又は通称が住民票に記載されている者について、氏名に当該旧氏又は通称を併記すること。	○	○	○	—		-
様式・帳票要件	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票		0020256	印鑑登録原票確認票について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票		0020257	異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、1異動1票とする方式(過去の余白欄が必要であれば複数票出力する。)を発行すること。 本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票		0020258	抹消に当たっては、表題を印鑑登録原票(除票)確認票とし、「除票」であることが判別できること。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票(除票)確認票		0020259	性別については、自治体に定めた条例にて印鑑登録原票における管理項目としない場合、項目を表示しないこと。	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日
様式・帳票要件	—	20.3 庁内業務で使用する様式・帳票	20.3.2 世帯内印影票		0020260	世帯内印影票について、別紙の帳票一覧・レイアウトに示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。 (帳票一覧・レイアウトExcelを参照)	◎	◎	◎	—		令和8年4月1日

機能・概要事件【旧氏の変り仮名対応に係る規定】項目詳細一覧

欄位ID	項目分類①	項目分類②	項目分類③	項目詳細
00020222 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			印影
00020272 00020466	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			登録番号
00020272 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			登録年月日
00020272 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			氏名
00020272 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			旧氏
00020272 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			生年月日(和暦で管理すること。)
00020272 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			性別
00020272 00020266	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			住所(方書を含む。)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			印鑑登録状態(照会中、照会取消、登録、抹消)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			宛名番号
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			世帯番号
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			氏名の振り仮名
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			旧氏の振り仮名(フリガナ)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			印鑑登録証データとして管理する項目(1.3.5参照)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			住民種別(日本人住民・外国人住民)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人の該当有無
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人の審判確定日
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人の登記日
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人である旨を知った日
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			住所の郵便番号(1.1.9参照)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			転出予定年月日
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			証明書の交付履歴(1.3.6参照)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			抑止一時停止フラグ(3.1, 6.2.1参照)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			個人番号カード利用者証明用電子証明書シリアル番号
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			M子(1.1.8参照)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			改製記載年月日(改製記載の場合)
00020272 00020266	印鑑登録のその他の項目			改製消滅年月日(改製消滅の場合)
00020002	-			印影の氏名区分(氏名、氏のみ、名のみ、旧氏と名、旧氏、氏語文字と名語文字、氏語文字と名、氏と名語文字、旧氏語文字と名語文字、旧氏語文字と名、旧氏と名語文字、その他)((その他)は、従前から登録を受けていた印影が、上記の氏名区分に該当しない場合及び条例等において上記以外の区分を認めている場合にのみ使用する。「その他」を使用する場合は、M子に印影の詳細を自由記述式で記載できること。また「その他」を選択した場合、アラートを表示すること。)
00020002	-			保証人の氏名
00020002	-			保証人の住所
00020002	-			保証人の生年月日
00020002	-			保証人の性別
00020002	-			保証人の登録番号
00020002	-			世帯員の数(4.1.1参照)
00020002	-			登録時の行政区コード(指定都市の場合)
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			印影
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			登録番号
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			登録年月日
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			氏名(ローマ字)
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			氏名(漢字)
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			通称
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			生年月日(西暦で管理すること。)
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			性別
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			住所(方書を含む。)
00020262	印鑑登録原票の必要登録事項に当たる項目			氏名のカタカナ表記(外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民(漢字圏の外国人住民のうち本国における納税の証明書において氏名に漢字が使用されない者を含むものとする。以下同じ。))が住民票の簿籍に反映されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表される印鑑により登録を受ける場合)
00020262	印鑑登録のその他の項目			印鑑登録状態(照会中、照会取消、登録、抹消)
00020262	印鑑登録のその他の項目			宛名番号
00020262	印鑑登録のその他の項目			世帯番号
00020262	印鑑登録のその他の項目			氏名のフリガナ
00020262	印鑑登録のその他の項目			通称のフリガナ
00020262	印鑑登録のその他の項目			異動履歴として管理する各項目(1.2.1参照)
00020262	印鑑登録のその他の項目			印鑑登録証データとして管理する項目(1.3.5参照)
00020262	印鑑登録のその他の項目			住民種別(日本人住民・外国人住民)
00020262	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人の該当有無
00020262	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人の審判確定日
00020262	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人の登記日
00020262	印鑑登録のその他の項目			成年被後見人である旨を知った日
00020262	印鑑登録のその他の項目			住所の郵便番号(1.1.9参照)
00020262	印鑑登録のその他の項目			転出予定年月日
00020262	印鑑登録のその他の項目			証明書の交付履歴(1.3.6参照)
00020262	印鑑登録のその他の項目			抑止一時停止フラグ(3.1, 6.2.1参照)
00020262	印鑑登録のその他の項目			個人番号カード利用者証明用電子証明書シリアル番号
00020262	印鑑登録のその他の項目			M子(1.1.8参照)
00020262	印鑑登録のその他の項目			改製記載年月日(改製記載の場合)
00020262	印鑑登録のその他の項目			改製消滅年月日(改製消滅の場合)
00020262	印鑑登録のその他の項目			在留カード番号
00020005	-			氏名漢字区分(1.1.10参照)
00020005	-			印影の氏名区分(氏名、氏名(カタカナ表記

0020263	○修正の事由	—	—	氏の変更(氏を印影に使用していない場合)
0020263	○修正の事由	—	—	名の変更(名を印影に使用していない場合)
0020263	○修正の事由	—	—	旧氏の記載
0020263	○修正の事由	—	—	旧氏の変更(旧氏を印影に使用していない場合)
0020263	○修正の事由	—	—	旧氏の削除(旧氏を印影に使用していない場合)
0020263	○修正の事由	—	—	通称の記載(通称を印影に使用していない場合)
0020263	○修正の事由	—	—	通称の削除(通称を印影に使用していない場合)
0020263	○修正の事由	—	—	性別変更
0020263	○修正の事由	—	—	結婚
0020263	○修正の事由	—	—	離婚修正
0020263	○修正の事由	—	—	婚姻修正
0020263	○修正の事由	—	—	個人番号カード利用者証照用電子証明書の更新
0020263	○修正の事由	—	—	登録の取消し(修正)
0020263	○修正の事由	—	—	印鑑登録原票の改刷
0020263	○修正の事由	—	—	写像又は写像
0020263	○修正の事由	—	—	顔写真
0020263	○印鑑登録証等引換交付の事由	—	—	登録番号変更に伴う引換交付
0020263	○印鑑登録証等引換交付の事由	—	—	印鑑登録証等の変更に伴う引換交付
0020263	○印鑑登録証等引換交付の事由	—	—	文書による照会
0020263	○照会(事由(4.1.4参照))	—	—	照会内容の修正(回答期限年月日のみ)
0020263	○照会(事由(4.1.4参照))	—	—	照会の取消し
0020263	○登録の事由	—	—	保証人登録
0020263	—	—	—	印鑑登録証等の登録
0020263	—	—	—	旧登録番号(5.1.4参照)
0020263	○印鑑登録証等の登録	—	—	印鑑登録証(紙・プラスチックカード等)
0020263	○印鑑登録証等の登録	—	—	印鑑登録者識別カード(写真又は写真同様を付したカード)
0020263	○印鑑登録証等の登録	—	—	個人番号カード(利用者証照用電子証明書を利用)
0020263	○印鑑登録証等の登録	—	—	個人番号カード(多機能利用領域又は磁気テープを利用)
0020263	○印鑑登録証等の登録	—	—	有効期限切れの住民カード
0020263	—	—	—	交付年月日時
0020263	—	—	—	交付場所
0020263	—	—	—	交付対象者
0020263	—	—	—	職業種別
0020263	—	—	—	教養
0020263	—	—	—	発行番号(印鑑登録証明書発行の場合のみ)
0020263	—	—	—	発行所名称、操作者ID
0020263	—	—	—	処分情報(貼って発行した証明書を処分した場合にその旨の記録)
0020263	—	—	—	性別の記載有無
0020263	—	—	—	(a) 照会
0020263	—	—	—	(b) 照会発行
0020263	—	—	—	(c) 照会入力(照会追加)
0020263	—	—	—	(d) 照会入力(照会修正)
0020263	—	—	—	(e) 照会入力(照会削除)
0020263	—	—	—	(f) パッチ処理(画像作成)
0020263	—	—	—	(g) パッチ処理(データ更新)
0020263	—	—	—	(h) 画像ハードコピー
0020263	—	—	—	(i) データ抽出(EUC)
0020263	—	—	—	操作者 ID
0020263	—	—	—	日付
0020263	—	—	—	ファイル名
0020263	—	—	—	種別名
0020263	—	—	—	オンラインの場合は対象となったレコード(処理対象者等)・種別名・画面名
0020263	—	—	—	パスワードについては処理名
0020263	—	—	—	処理・交付場所
0020263	—	—	—	ログイン及びログアウトのエラー回数等
0020263	—	—	—	印鑑登録システム内で起こった特定の現象・動作の記録。異常イベントやデータベースへのアクセス等のセキュリティに関わる情報
0020263	—	—	—	WebサーバやWebアプリケーションサーバ、データベースサーバ等との通信エラー等
0020263	—	—	—	印刷者ID
0020263	—	—	—	印刷日時
0020263	—	—	—	対象ファイル名
0020263	—	—	—	印刷プリンタ(又は印刷機名称)
0020263	—	—	—	タイトル
0020263	—	—	—	枚数
0020263	—	—	—	公印出力の有無
0020263	—	—	—	出力形式(プレーン、印刷、ファイル出力等)
0020263	—	—	—	証明書の場合には発行番号等の情報
0020263	—	—	—	管理者による認定変更時の情報
0020263	—	—	—	印鑑登録システム上でエラーが発生した際の記録
0020263	—	—	—	印鑑の登録に関する照会書
0020263	—	—	—	印鑑登録抹消通知書
0020263	—	—	—	印鑑登録抹消通知書
0020263	—	—	—	印鑑登録原票(除票)確認票
0020263	—	—	—	印影
0020263	—	—	—	氏名(ローマ字・漢字を含む。)
0020263	—	—	—	旧氏(日本人住民のみ)
0020263	—	—	—	通称(外国人住民のみ)
0020263	—	—	—	氏名のカナ表記(外国人住民のみ)
0020263	—	—	—	生年月日(日本人住民は和暦、外国人住民は西暦で表記すること。)
0020263	—	—	—	住所(方書を含む。)
0020263	—	—	—	性別(自治体によって出力有無について選択した結果に基づくこと。)

印鑑登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】エラー・アラート項目一覧

分類	No	エラー・アラート項目	(参考)表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	関係する 機能要件 番号
エラー	1	指定した登録番号が使用済みの場合	既に登録番号は使用済みです。	1.3.2、 4.1.2.1、 4.1.4.1
エラー	2	暦上日以外の入力が許容されていない項目で、暦上日以外が入力された場合	入力された日付が正しくありません。	1.1.6、1.1.7
エラー	3	項目表記ルールに沿わない表記による入力が行われた場合 (例: 氏名等の全角文字列入力項目において、空白が2文字以上連続で含まれている、全角項目において全角以外が含まれている)	項目表記ルールに沿わない表記で入力がなされています。	1.1.1.、 1.1.2.
エラー	4	日本人住民に対して外国人住民のみ記載される項目が入力されていた場合、又は外国人住民に対して日本人住民のみ記載される項目が入力されていた場合	入力された住民種別に合致しない項目が入力されています。	1.1.1.、 1.1.2.
エラー	5	異動入力において、必須項目を入力せずに確定する場合	〇〇が入力されていません。	1.1.5
エラー	6	支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	指定した個人は支援措置対象者です。抑止を一時解除するには支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1
エラー	7	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。選択できません。	3.1
エラー	8	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者の情報ですので表示できません。 抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3.1
エラー	9	抑止対象者について異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。 「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1
エラー	10	支援措置対象者の印鑑登録証明書を発行する場合	支援措置対象者です。発行する場合は支援措置責任者によるエラー解除が必要です。	3.1、6.1.1
エラー	11	入力された異動事由に適さない項目が入力された場合	入力された異動事由に合致しない項目が入力されています。	4
エラー	12	前後関係のある日付において逆転する日付が入力された場合 (例: ・照会年月日＞登録年月日の場合、 ・照会年月日＞抹消年月日の場合) ・回答期限年月日＜照会年月日の場合 ・回答年月日＜照会年月日の場合	入力された日付が正しくありません。	4
エラー	13	異動該当者を選択しないで処理を進めようとした場合	該当者が選択されていません。	4.0.1
エラー	14	住民データにおける印鑑登録状態を「照会中」又は「登録」とした際に印影が登録されていない場合	印影が登録されていません。印影を登録してから印鑑登録状態を設定してください。	4.1.4.1、 1.1.1、1.1.2
エラー	15	届出に基づく異動等について、届出日又は申請日が処理日より未来の日付の場合	選択範囲が閾値を超えているため登録できません。届出日、申請日が未来の日付です。	4.1.2.1、 4.1.4.6、 4.1.4.1、 4.4.1.1、 4.4.1.2、 4.5、4.2.1、 4.3.1
エラー	16	指定した個人が住民票の異動処理中の場合	住民票の異動処理中のため、処理できません。	4.1.2.1、 4.1.4.6、 4.1.4.1、 4.4.1.1、 4.3.1
エラー	17	登録申請者の印鑑が登録済又は照会中の場合	登録申請者は、すでに印鑑の登録を受けているか、照会中です。	4.1.2.1、 4.1.4.6、 4.1.4.1
エラー	18	照会中の印鑑が存在しない場合	登録申請者の印鑑照会情報が存在しません。	4.1.4.6
エラー	19	読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より大きい場合	選択範囲が閾値を超えているため登録できません。	4.1.5.1、 4.1.5.2
エラー	20	読み込む印影の選択枠幅又は選択枠高さがシステムで設定されたエラー閾値より小さい場合	選択範囲が閾値を満たしていないため登録できません。	4.1.5.1、 4.1.5.2
エラー	21	住民記録システムからの連動時に、異動処理の取消しが実施された対象者が確認された場合	住民記録システムからの連動時に、異動処理の取消しが実施された対象者が存在しています。確認してください。	4.5
エラー	22	住民記録システムからの連動時に、氏名変更等の対象者が確認された場合	住民記録システムからの連動時に、氏名変更、旧氏の変更、通称の記載、通称の削除、氏名のカタカナ表記の変更、氏名のカタカナ表記の削除又は成年被後見人のいずれかに該当した対象者が存在しています。確認してください。	4.2.2
エラー	23	失効した印鑑登録証で印鑑登録証明書の交付申請がなされた場合	印鑑登録証は失効しています。再登録が必要です。個人番号カード又は有効期限切れの住基カードを利用している場合は、カードの状態を確認してください。	6.1.1、 6.1.5、6.1.6
エラー	24	印鑑登録証明書交付一時停止が設定されている場合	処理対象者は印鑑登録証明書の交付一時停止の指定が行われています。	6.1.1、 6.1.5、6.1.6
エラー	25	仮登録状態の印鑑の印鑑登録証明書を交付しようとした場合	指定した個人は仮登録中です。印鑑登録証明書の交付はできません。	6.1.1
エラー	26	印鑑登録証明書交付一時停止が設定されていない印鑑登録を解除しようとした場合	指定した個人は印鑑登録証明書の交付一時停止中ではありません。	6.1.1、6.2.2
アラート	1	登録申出者が成年被後見人である場合	成年被後見人です。 法定代理人の同伴の有無等を確認してください。	1.1.1、1.1.2
アラート	2	年齢が15歳未満又は生年月日不詳のため年齢が不明の場合	年齢が15歳未満又は年齢が不明です。	1.1.1、1.1.2
アラート	3	印影の氏名区分で「その他」を選択した場合	他の氏名区分に該当しない印影を登録します。メモに詳細を記載してください。	1.1.1、 1.1.2、 4.1.2.1、 4.1.4.6
アラート	4	登録申出者に転出予定がある場合	転出予定があります。 照会回答登録にて登録する場合、転出日の前日までに回答するよう案内してください。	1.1.1、 1.1.2、 4.1.4.2、 4.1.4.6

アラート	5	既に印鑑登録している者が新しい印鑑で登録しようとしたときに旧印鑑で同日に印鑑登録証明書を発行している場合	本日、旧印鑑での印鑑登録証明書の発行履歴があったため、当該証明書を回収しないと、新規登録ができません。	4.1.2.1
アラート	6	既に印鑑登録している者が印鑑登録を廃止しようとしたときに、当該印鑑で同日に印鑑登録証明書を発行している場合	本日、印鑑登録証明書の発行履歴があったため、当該証明書を回収しないと、新規登録ができません。	4.4.1.1
アラート	7	抑止対象者を選択した場合	抑止対象者です。	3.1
アラート	8	抑止対象者を特定する検索をした場合	取扱注意者の情報を表示しようとしています。ご注意ください。抑止対象者であり、証明書等発行する場合は市民課証明担当まで連絡してください。また発行後は再度連絡をお願いします。	3.1
アラート	9	抑止対象者を含む異動処理又は証明書発行処理を行う場合	注意事項があります。発行時に制限理由を確認してください。「制限該当者」「制限帳票」「制限理由」「制限登録者」	3.1
アラート	10	いずれの項目も変更がされていない場合	入力前と変更がありません。	4
アラート	11	入力した異動日より新しい異動日で他の異動処理が行われている場合	入力よりも新しい異動があります。確認してください。	4.0.2
アラート	12	印鑑の登録の申請を受理した場所と申請者が持参した回答書の処理場所が異なる場合	照会を行なった申請地と異なりますが、よろしいですか？	4.1.4.6
アラート	13	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として消除年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に印鑑登録日が選択されていない場合	異動事由において「異動の取消し(増)」が選択されている場合に異動日として抹消年月日が入力されていない、又は「異動の取消し(減)」の場合で異動日に印鑑登録日が選択されていません。よろしいですか？	4
アラート	14	システムから出力される印鑑登録証明書の出力項目に文字溢れが発生した場合	文字溢れが発生しています。確認してください。	6.1.4
アラート	15	印鑑登録証明書交付一時停止の停止終了予定日を経過した対象者が存在する場合	印鑑登録証明書交付一時停止の停止終了予定日を経過した対象者が存在します。確認してください。	6.2.1

印鑑登録システム

機能・帳票要件【旧氏の振り仮名対応に係る想定】_参照事項一覧

要件種別	機能名称			機能ID	タイトル	内容
	項目①	項目②	項目③			
機能要件	1 管理項目	1.2. 異動履歴データ	1.2.2. 異動事由	0020022	個人番号カード(利用者証明用電子証明書を利用)を印鑑登録識別者カードとして利用する場合の異動処理	個人番号カード又は移動端末設備に記録されている利用者証明用電子証明書を活用して印鑑登録者識別カードとして利用する場合においても、印鑑登録証等と同様、個人番号カード又は移動端末設備の亡失時には抹消することを検討したが、個人番号カード又は移動端末設備を亡失した場合、利用者証明用電子証明書の利用が一時停止される等の悪用防止対策が既に講じられていることから、印鑑登録情報を抹消する必要はないと判断した。また、市区町村窓口において有効性を確認した後、JPKI利用者ソフトを利用して新たな利用者証明用電子証明書のシリアル番号を読み込むことができることから利用者証明用電子証明書の更新・失効に伴う再発行等についても、それをもって印鑑登録情報を抹消する必要はないと判断した。 なお、個人番号カード用利用者証明用電子証明書が更新された場合、新たな個人番号カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号に修正が必要となることから、修正の事由に「個人番号カード用利用者証明用電子証明書の更新」を設けた。